

板橋区地域包括支援センター事業実施要綱

(平成 18 年 3 月 9 日 区長決定)

(平成 25 年 3 月 15 日 区長決定)

(平成 28 年 2 月 26 日 区長決定)

(令和元年 6 月 1 日 区長決定)

(令和 6 年 3 月 1 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うために区が実施する事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施施設)

第 2 条 前条に規定する事業は、別表に定める圏域及び名称に従い、第 6 条第 2 項の規定により設置される地域包括支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「支援センター」という。）において実施する。

(支援センター実施事業の内容等)

第 3 条 支援センターにおいて実施する事業（以下「支援センター事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

及び第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）

(2) 厚生労働省令で定める事業

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(利用者)

第 4 条 支援センター事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、板橋区に住所を有する概ね 65 歳以上の者で、要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者、介護保険の被保険者及びその介護を行っている家族、地域住民等とする。

(区の責務)

第 5 条 区は、支援センター事業を実施するため、必要に応じ、支援センターの適正な配置、支援センター事業の整備等に努めるものとする。

2 区は、支援センター間における保健・医療・福祉及び介護保険に関する専門的な情報交換等支援センター相互の連携が円滑に行われるよう、区内の全ての支援センターを包摂する連絡支援体制を整備するものとする。

3 連絡支援体制の整備に関する事務は、おとしより保健福祉センターが所管

する。

(事業の委託)

第6条 区は、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターをいう。）の設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施に係る方針（以下「支援センター運営方針」という。）を示して、支援センター事業を委託することができる。

- 2 前項の規定による支援センター事業の受託者（以下「受託者」という。）は、受託後、速やかに厚生労働省令で定める事項を区長に届け出て、支援センターを設置しなければならない。
- 3 支援センター運営方針は、板橋区地域ケア運営協議会設置要綱（平成21年6月1日区長決定）に基づき設置する地域ケア運営協議会の意見を踏まえて策定する。
- 4 支援センター事業を委託する場合は、支援センター運営方針に則った委託条件、遵守事項等の委託内容を明記した委託契約書を作成し、かつ、保管するものとする。
- 5 受託者は、受託した業務の遂行上知り得た利用者及び利用者の世帯の個人情報などを適正に管理するものとし、これらの者の個人情報の漏えい、紛失その他の事故を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 6 受託者は、支援センター事業の果たすべき役割の重要性を理解し、各種研修会、異職種との交流会等あらゆる機会をとらえ、個別処遇計画（ケアマネジメント）の策定の技術等に関し、支援センター事業に従事する者の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

(支援センターの職員体制)

第7条 受託者は、支援センター事業を行うに当たっては、あらかじめ支援センターの管理責任者としてセンター長を置くとともに、常勤の社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員を各1名以上配置するものとする。

(事業の実施)

第8条 受託者は、支援センター事業を行うに当たっては、東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年3月13日東京都板橋区条例第21号）を遵守するとともに、次の事項に配慮するものとする。

- (1) おとしより保健福祉センターその他の関係機関との連携及び調整を図るとともに、一体となって、円滑な事業運営を行うこと。
- (2) 支援センター相互で機能的に連携した運営を図ること。
- (3) 支援センターが定めた事業計画書をもとに、支援センター事業を計画的に実施すること。
- (4) 利用者から相談を受けた場合は、速やかに必要な活動を行うこと。

(5) 支援センター事業を行うに当たって、公正性・中立性を確保すること。
(地区ネットワーク会議等)

第9条 区は、支援センターが地域における地域包括ケアの推進拠点として高齢者を支援する保健・医療・福祉・介護等の関係機関及び団体等とのネットワーク化を図り、包括的支援事業を効果的に実施できるよう、地区ネットワーク会議を設置する。

2 区は、地域において支援センターと連携し高齢者を支援する相談協力員を配置する。

3 前2項に定めるもののほか、地区ネットワーク会議及び相談協力員に関し必要な事項は、別に健康生きがい部長が要領で定める。

(支援体制)

第10条 区は、保健・医療・福祉・介護の施策を所管する各課が、支援センター事業の実施に関し、相互に協力及び支援できる体制を整備する。

2 区は、支援センターの運営上の支援、地域間の調整その他の総合調整を行う。

3 おとしより保健福祉センター、福祉事務所、障がいサービス課、保健所、健康福祉センターは、支援センターからの保健・医療・福祉サービスの相談等については、積極的に応じるものとする。

(報告)

第11条 受託者は、支援センター事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について年1回以上、区に対して報告するものとする。

2 区は、前項に定めるもののほか、受託者に対し必要に応じて報告を求めることができる。

(利用料)

第12条 支援センターの利用料は無料とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援センター事業に関し必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【別表】

	圏 域	名 称
1	加賀1丁目、2丁目(1番～5番、12番～18番)、板橋1丁目、2丁目(1番～17番、22番～53番、56番～69番)、3丁目、4丁目、大山東町(17番、19番、21番～25番、28番、30番～55番)	板 橋
2	板橋2丁目(18番～21番、54番、55番)、大山金井町、大山東町(1番～16番、18番、26番、27番、29番)、熊野町、中丸町、幸町(1番～6番)、南町	熊 野
3	加賀2丁目(6番～11番、19番～21番)、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町	仲 宿
4	大山町、幸町(7番～66番)、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町(20番、56番～60番)	仲 町
5	本町、大和町、双葉町、富士見町	富士見
6	大谷口1・2丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原1～3丁目、小茂根1・2丁目	大谷口
7	上板橋1～3丁目、常盤台1～4丁目、南常盤台1・2丁目、東新町1丁目	常盤台
8	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町	清 水
9	志村1～3丁目、小豆沢1～4丁目、坂下1丁目(1番～26番、28番)、相生町(1番～12番11号、13番～16番)、東坂下1丁目	志村坂上
10	若木1～3丁目、中台1～3丁目、西台1丁目、2丁目(1番～30番4号、41番、42番)、3丁目(1番～46番、48番～54番)、4丁目	中 台
11	蓮根1～3丁目、坂下1丁目(27番、29番～41番)、2～3丁目、相生町(12番12号と13号、17番～26番)、東坂下2丁目	蓮 根
12	舟渡1～4丁目、新河岸1～2丁目、高島平7～9丁目	舟 渡
13	前野町1～6丁目	前 野
14	小茂根3～5丁目、東山町、東新町2丁目、桜川1～3丁目	桜 川
15	赤塚1丁目、2丁目、5丁目(1番～17番)、6～8丁目、赤塚新町1～3丁目、大門、四葉1丁目(3番10号、4番～31番)、2丁目	下赤塚
16	赤塚3～4丁目、5丁目(18番～36番)、成増1～4丁目	成 増
17	高島平4～6丁目、成増5丁目、三園1～2丁目、新河岸3丁目	三 園
18	西台2丁目(30番5号～17号、31番～40番)、3丁目(47番、55番～57番)、徳丸1～8丁目、四葉1丁目(1番～3番(3番10号を除く))	徳 丸
19	高島平1～3丁目	高島平